

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

（あて先）京都府知事		21
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）	日本写真印刷株式会社 取締役社長 古川
京都市中京区壬生花井町3番地	電話 075 - 811 -	

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	印刷業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	環境マネジメントシステムをレベルアップさせ、環境目的・環境目標の設定・実施・見直しにより継続的改善に努める。（環境方針で、電気・ガスの効率的使用による地球温暖化防止を重点項目に挙げている）			
推進体制	ISO14001の取組みの中で、部門（職場）ごとに電気・ガスエネルギーの効率的な利用によりCO ₂ 発生比率3ポイント削減。月例の環境保全委員会にて進捗状況の確認・報告を行う。また、グリーン調達の観点から、空調や照明、生産設備等について省エネタイプのものを導入。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18	全社設備	能力11kw以上のポンプを対象にインバーターを取り付け、年間50,000kwhの削減を図る。	
	18	本社製造部門	産資第1工場印刷機室の換気回数を見直し、全体の空調能力の適正化を検討・実施する。	
	18・19	全社部門	構内駐車時のアイドリングストップ率100%を確保し維持する。	
	18	全社部門	電気・ガスの使用量/売上高の把握を行い、月例の環境保全委員会にて報告・指導し、平成17年度基準	
	18	本社管理設備	特高デマンド装置の更新により、より詳細な電気使用量の把握と管理を行う。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）
	A 事業所等排出区分	25,819 t	29,032 t	12.4 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 25,819 t	*2 29,032 t	12.4 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）		
		取組量等 （二酸化炭素換算（t））		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t	
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量） t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量） kwh （熱供給量） GJ	（削減量） t	
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績） *1 25,819 t	目標年度（計画） *2-(*3) 29,032 t	削減率（計画） 12.4 %	
特記事項	本社、ナイテック・モールドエンジニアリングでは省エネ努力により5%マイナスを目標としますが、ナイテック工業（亀岡）は18年度より大幅な工場の増設があり、排出量増加がやむを得ない状況です。 弊社では、職場ごとに生産量あたりのエネルギー使用量を把握する原単位管理を進めており、月1回の「環境保全委員会」で各職場から取組み成果が報告されます。 その他の取組みとして、廃棄物のゼロエミッションを達成後、さらにサーマルリサイクル（焼却等）を減らしマテリアルリサイクルを増やす取組みを推進、廃溶剤・廃プラスチックのマテリアルリサイクル率平成17年度平均42.2%を50%まで引き上げる事を目標にしています。 さらに植栽廃棄物のグリーン還元（刈込→堆肥→全量回収使用）率17年度実績86.7%を90%まで引き上げる目標を立てています。			
連絡先	担 当 部 署			
	担 当 者 氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。